

公益社団法人企業市民協議会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人企業市民協議会（英文名 Council for Better Corporate Citizenship: CBCC）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、日本企業の主として海外の現地社会に貢献するために実施される寄附等の活動等（以下「国際貢献事業」という。）に関する参加協力、海外事業活動に関する諸問題や、企業市民活動に関するシンポジウム、セミナー等の開催及び情報の収集提供等を行うことにより、日本企業の国際社会への貢献を促進することを通じ、我が国と諸外国との調和ある経済関係の維持と国際経済の健全な発展及び国際相互理解の促進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際貢献事業に関する参加協力
- (2) 海外事業活動に関する諸問題や企業市民活動に関する情報の収集提供
- (3) 海外事業活動に関する諸問題や企業市民活動に関するシンポジウム、セミナー、懇談会等の開催
- (4) 海外事業活動に関する諸問題や企業市民活動に関する調査研究
- (5) 国際貢献事業に関する地域社会への普及啓発
- (6) 海外事業活動に関する諸問題や企業市民活動に関する内外の関係機関等との交流
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員：この法人の事業に賛同して入会した法人又は団体
- (2) 賛助会員：前項に該当しないもので、この法人の目的に賛同し、その事業に賛同しようとするもの

2. 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第6条 この法人の会員になろうとするものは、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 法人又は団体たる会員にあつては、当該法人又は団体の代表者としてその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
3. 会員代表者を変更した場合は、速やかに理事会において別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(会 費)

第7条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費規則に基づき会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は会費規則において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するとき、総会の決議によって、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあら

はじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3. 第1項の規定により除名した会員に対してはその旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するにいたったときは、その資格を喪失する。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
- (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。
- (5) 全正会員が同意したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条、第9条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎年1回毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第15条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により会長が招集する。

2. 全正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的たる事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することが出来る。

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第15条第2項の請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席会員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、全正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行なう。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の半数以上であって、全正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行なう。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者について第1項の決議を行なわなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、正会員又は代理人は、代理権

- を証する書面を総会ごとにこの法人に提出しなければならない。
2. 前項の規定により議決権を行使する正会員は、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

- 第20条 総会に出席できない正会員は、必要事項を記載した議決権行使書面をこの法人に提出することにより議決権を行使することができる。
2. 前項の規定により書面をもって行使した議決権の数は、前条の規定の適用については出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

- 第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第22条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 8人以上12人以内
 - (2) 監事 2人以内
2. 理事のうち、1人を会長、1人以上2人以内を副会長、1人を専務理事、1人を常務理事とする。
 3. 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 3. 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
 4. 監事には、この法人の理事(その親族その他特殊関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また各監事は、

相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5. 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を越えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は会長を補佐して業務を掌握する。
4. 専務理事は会長及び副会長を補佐して業務を総括する。
5. 常務理事は専務理事を補佐して業務を分担執行する。
6. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 理事又は監事は、第22条で定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後においても、後任者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

(責任の免除)

第29条 この法人は、役員がこの法人に対する損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2. この法人が保有する租税特別措置法第40条第1項後段の適用を受けた株式（出資を含む。以下、「株式等」という。）について、その後取得した同一の銘柄の株式等を含め、その株式等の発行会社に対して株主等として権利を行使する場合には、次の事項を除き、予め理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

(招集)

第32条 理事会は会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事

- を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。
2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第35条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 財産目録に記載された財産
 - (2) 会費収入
 - (3) 寄附金品
 - (4) 資産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他

(財産の管理・運用)

- 第36条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

- 第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、会長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに理事会の承認を得なければならない。
2. 前項の書類については主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 プロジェクト選考委員会

(プロジェクト選考委員会)

第45条 この法人は、第4条第1号の事業の公正にして円滑な執行を図るため、プロジェクト選考委員会を設ける。

2. プロジェクト選考委員会は、5人以上10人以内のプロジェクト選考委員をもって構成する。
3. プロジェクト選考委員会は、理事会の諮問を受けて国際貢献事業の内容、対象等を検討し、候補案件を選定する。

(プロジェクト選考委員の委嘱その他)

第46条 プロジェクト選考委員は、会長が委嘱する。

2. 第26条第1項の規定は、プロジェクト選考委員について準用する。
3. 前条及び前項に定めるもののほか、プロジェクト選考委員会及びプロジェクト選考委員に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

第10章 公告の方法

第47条 この法人の公告は、電子公告により行なう。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補 則

(備付け書類及び帳簿)

第48条 この法人は、その主たる事務所に次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事及び監事の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (3) 行政庁の許可、認可等を必要とする事業を行う場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告書及び計算書類等
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

(委員会)

第49条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るために、委員会を設けることができる。

2. 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
3. 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

(事務局)

第50条 この法人に事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長は、理事会の議決に基づいて会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

(実施細則)

第51条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議により、
会長が別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. この法人の設立登記の日現在の理事及び監事は次に掲げる者とする。

理事

中鉢 良治	鍛治舎 巧	立石 文雄
數間 浩喜	福井 雅輝	山田 悦朗
菅野 暁	田中 達郎	矢澤 哲男
久保田政一	金原 主幸	

監事

井口 武雄	吉田 晴彦
-------	-------

3. この法人の最初の会長は中鉢良治、副会長は鍛治舎巧、専務理事は久保田政一、常務理事は金原主幸とする。

4. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。